

大分県高齢者福祉課

平成27年1月20日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 介護保険サービス等の基準の改正について
- 新総合事業への移行時期について
- 事業所・施設の指定更新について
- インフルエンザの流行について
- リステリアによる食中毒にご注意！
- 公的年金制度への加入について
- 自立支援型サービス実践事例報告会

●介護保険サービス等の基準の改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の介護保険サービス等の基準（厚生労働省令）については、介護報酬の改正に併せて、3年に1度の改正が行われており、平成27年度においても所要の改正が行われる予定です（平成27年4月1日施行）。今回、予定されている改正の主な内容は次のとおりです。

なお、これに伴い、県や市町村が定めている基準条例等も改正されることとなります。

<主な改正内容>

1. 居宅介護支援（介護予防を含む）

居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定を以下のとおり改正する。また、地域ケア会議における関係者間の情報共有に関して、以下の努力義務規定を設ける。

- ①居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
- ②今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

2. 訪問系サービス

○訪問介護

サービス提供責任者の配置基準及び訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」という。）を一体的に実施する場合の人員等の基準を以下のとおり改正する。

- ①訪問介護事業所に置かなければならない常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する（介護予防も同様）。
- ②訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

3. 通所系サービス

○通所介護

地域密着型通所介護に係る規定及び小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置に係る規定を新設する。また、通所介護と新総合事業における第一号通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ①平成 28 年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
- ②小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準について、平成 29 年度末までの経過措置を設ける。
- ③通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
- ④通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける（介護予防も同様）。

4. 訪問系・通所系サービス共通

○訪問・通所リハビリテーション

リハビリテーションの基本理念に係る規定、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化に係る規定並びにリハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準を以下のとおり改正する。

- ①リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する（訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様）。
- ②訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す（介護予防も同様）。
- ③訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする（介護予防も同様）。

5. 短期入所系サービス

○短期入所生活介護（介護予防を含む）

緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応に係る基準を以下のとおり改正する。

- ①利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。
- ②基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。

6. 特定施設入居者生活介護（介護予防、地域密着型を含む）

介護職員・看護職員の配置基準に係る規定、法定代理受領の同意書に係る規定及び養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準（10：1）を参考に、要支援2の基準（3：1）を見直す。
- ②事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。
- ③養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売（介護予防を含む）

福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

8. 地域密着型サービス

(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問看護サービスの提供体制に係る規定、オペレーターの配置基準に係る規定及び介護・医療連携推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

- ②夜間から早朝まで（午後6時から午前8時まで）の間にオペレーターとして充てることのできる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。
- ③介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(2)小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

登録定員等に係る規定、運営推進会議と外部評価に係る規定、看護職員の配置要件に係る規定、他の訪問看護事業所等との連携に係る規定及び地域との連携の推進に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。
- ②運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。
- ③小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。
- ④小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。

(3)複合型サービス

サービス名称に係る規定、登録定員等に係る規定及び運営推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称と

して、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

- ②複合型サービスの登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。
- ③運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(4)認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

ユニット数に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1 又は 2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には 3 ユニットまで差し支えないことを明確化する。

(5)認知症対応型通所介護（介護予防を含む）

利用定員に係る規定、運営推進会議の設置に係る規定並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ①共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1 ユニット 3 人以下」に見直す。
- ②地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。
- ③認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける。

(6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件を以下のとおり改正する。

- ①サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

●新総合事業への移行時期について

予防給付（訪問介護・通所介護）の“新しい介護予防・日常生活支援総合事業”（以下「新総合事業」という。）への移行が27年4月から始まります。

市町村が条例で定める場合は、新総合事業の実施を29年4月まで猶予することが可能とされていますが、現時点での各市町村の移行予定時期は次のとおりですので、ご注意ください。（現時点の予定であり、今後変更の可能性があります。）

なお、新総合事業を実施する場合、市町村から事業者の指定を受けることが必要ですが、「みなし指定」の枠組みが設けられており、介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所については、27年4月1日時点において新総合事業の事業者の指定を受けているものとみなされます。（みなし指定を希望しない場合は、県知事及び市町村長あて、27年3月31日までにその旨の申出をすることが必要です。）

また、新総合事業に移行した場合も、移行時点において要支援認定を受けていた被保険者については、その認定期間の終了日までは予防給付を受けることができるなど、経過措置が設けられています。

<各市町村の新総合事業への移行時期（予定）>

実施開始時期	市町村名
平成27年4月	別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、国東市、日出町
平成27年5月～平成28年3月	津久見市、由布市 …27年10月
平成28年4月～平成29年3月	宇佐市、豊後大野市、九重町、玖珠町 …28年4月 日田市 …28年度中
平成29年4月（実施時期未定含む）	大分市、豊後高田市 …29年4月 姫島村 …実施時期未定

●事業所・施設の指定更新について

介護保険法に基づき指定を受けた上記事業所については、平成18年4月1日から6年ごとの更新制度が設けられ、各事業所・施設は有効期間満了日一月前までに指定更新申請を行うこととなっています。

平成27年5月1日から平成28年4月30日の間に有効期間が到来する事業所・施設の一覧を大分県のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ】平成27年度の介護保険施設・事業所の更新申請手続きについて！
<http://www.pref.oita.jp/site/144/h27kousin.html>

●インフルエンザの流行(警報発令)について

感染症発生動向調査事業に基づく、定点医療機関からの患者数の報告で、県内のインフルエンザの患者数が第1週(12/29~1/4)に警報の基準となる30人を超え、インフルエンザ警報が発令されました。

今後、県内において大きな流行が発生することが予想されますが、特に、高齢者等がインフルエンザに罹患した場合の高危険群の方が多く入所・入居している高齢者施設等においては、施設内にインフルエンザウイルスが持ち込まれないことが重要です。厚生労働省の作成した「インフルエンザ施設内感染症予防の手引き」等を参考にして、インフルエンザ対策への積極的な取り組みをお願いします。

【ホームページ】平成26年度今冬のインフルエンザ総合対策について<厚生労働省>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

→ 4(3)「高齢者の入所施設等における感染防止対策の推進」

●「リステリア」による食中毒にご注意！

リステリア(リステリア・モノサイトゲネス)は、動物の腸管内や環境中に広く分布している細菌で、食品を介して感染する食中毒菌です。この細菌に感染することにより、高齢者、妊婦又はその他疾患により免疫機能が低下している者については重篤な症状に陥ることもあり、特に注意が必要です。

厚生労働省では、リーフレットを作成し、「リステリア」による食中毒への注意を呼びかけていますので、その内容を確認の上、食中毒の発生防止に努めてください。

【ホームページ】リステリアによる食中毒<厚生労働省>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055260.html>

→ 分かりやすい資料

●公的年金制度への加入について

公的年金制度は、老後の所得保障の柱であるのみならず、万が一の障害・死亡に対する所得保障として重要な役割を果たしています。

現在、厚生労働省及び日本年金機構においては、社会保険への未加入や届出漏れの防止について、労働者の社会保障の充実並びに事業者における優れた人材の確保及び公平な競争環境の観点などから様々な取組を行っています。

ついては、下記ホームページに掲載されているリーフレット「厚生年金保険・健康保険制度のご案内」を確認の上、手続きに遺漏のないようご注意願います。

【ホームページ】パンフレット<日本年金機構>

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/pamphlet/index.html>

→ 年金の制度や仕組み、保険料に関するもの

～広がる！自立支援型サービス～
●自立支援型サービス実践事例報告会について(研修レポート)

平成27年1月10(土)及び11日(日)に、大分県社会福祉介護研修センターにおいて、「平成26年度介護予防(訪問・通所介護)職員育成推進事業にかかる実践事例報告会」を昨年度、自立支援型サービスの基礎研修を受講した介護職員232名を対象に開催しました。

受講者を代表して8名の実践者から取組報告が行われ、自立支援型のサービスをどのように実践したか具体的な事例を通じてわかりやすく報告していただきました。

また、高齢者に対する糖尿病食の工夫など、事例に関連する項目について、管理栄養士等の専門職からのミニレクチャーも行われました。

受講者からは「報告者の発表はすばらしかった。利用者さんがもっと元気になるよう、自分も自立支援型のサービスが実践できるように頑張りたい。」「各専門職から事例を通じて具体的な話が聞けてとても勉強になった。地域ケア会議にも傍聴に行ってみたい。」「多職種連携や事業所で統一したチームケアを行うことが大切だとわかりました。」などの声が聞かれました。

今年度までの受講者は延べ1500人を超えており、自立支援型のサービスへの理解が広がってきています。本研修は来年度も訪問介護と通所介護事業所職員を対象に実施する予定としていますので、多数の参加をよろしくお願いします。(担当班：県高齢者福祉課 地域包括ケア推進班)



研修会の様子①



研修会の様子②